

## 島本町総合計画審議会の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、島本町総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、指針第5項に規定する事項について審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、島本町総合計画審議会の長（以下「会長」という。）が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 会長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第4条 公開とした会議は、島本町総合計画審議会傍聴要領第3項に規定する者を除き、住民は傍聴することができる。

(傍聴者の定員)

第5条 傍聴者の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

(会議の開催の公表)

第6条 会議の開催は、事前に公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じた場合において、事前に公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の公表は、会議開催のお知らせ（様式第1号）により、広報紙又はホームページへの掲載、庁舎内の掲示その他適当な方法により行うものとする。

3 第1項の規定による公表をしようとするときは、主に次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 傍聴に関する事項
- (4) 問い合わせ先
- (5) その他必要な事項

(資料の閲覧等)

第7条 会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

2 閲覧資料は、傍聴定員以内で用意するものとし、不足する場合は複数人で閲覧するものとする。

3 会議の資料は、会議の終了後、速やかに自治・防災課に送付し、閲覧等に供するものとする。

(要点録の作成等)

第8条 要点録等は、速やかに作成する。

2 公開した会議の要点録等は、要点録（様式第2号）により、文化・情報コーナーで閲覧等に供するとともに、ホームページに掲載し、公表に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

(様式第1号)

## 会議開催のお知らせ

1 会議の名称	
2 会議の議題	
3 会議の開催日時 及び場所	年 月 日 ( ) 時から
4 傍聴者の定員	
5 傍聴手続き	
6 問い合わせ先	事務局(担当課) 電話番号
7 その他	

(様式第2号)

## 要 点 録

年 月 日作成

会 議 の 名 称			
会 議 の 開 催 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
会 議 の 開 催 場 所		公開の可否	可・一部不可・ 不可
事務局 (担当課)		傍聴者数	
非公開の理由 (非公開 (会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出 席 委 員			
会 議 の 議 題			
配 付 資 料			
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		